

○郡山市簡易水道料金審議会条例

平成5年6月24日

郡山市条例第29号

改正 平成6年3月29日郡山市条例第2号

平成13年3月23日郡山市条例第25号

平成15年3月25日郡山市条例第1号

平成20年3月27日郡山市条例第5号

(設置)

第1条 簡易水道料金について、市長の諮問に応じ必要な事項を審議するため、郡山市簡易水道料金審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 簡易水道使用者

(3) 市の区域内に住所を有する者

(平15条例1・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、生活環境部生活環境課において処理する。

(平6条例2・平13条例25・平20条例5・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年郡山市条例第2号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成13年郡山市条例第25号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年郡山市条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年郡山市条例第5号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。